

令和7年度監査報告書

公の施設の指定管理者監査

国分寺市プレイステーション

令和8年3月

国分寺市監査委員

令和7年度公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

公の施設	国分寺市プレイステーション
指定管理者	特定非営利活動法人冒険遊び場の会
所管部課	子ども家庭部子ども子育て支援課

第3 監査の範囲

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

第4 監査の実施期間

令和7年11月14日から令和8年3月25日まで
現地調査 令和8年1月13日

第5 監査の着眼点

1 所管課関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 協定等に基づく業務及び企画提案時の提案内容等の履行確認は、事業報告書等によりなされているか。
- (7) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- (8) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。
その承認手続は適正に行われているか。

2 指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 企画提案時の提案内容等は履行されているか。
- (4) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (5) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- (6) 収納事務は適正に行われているか。

- (7) 事業計画書、事業報告書等は適正に作成、提出されているか。
- (8) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (9) 利用促進のための努力はされているか。
- (10) 施設の管理運営は適切に行われているか。

第6 監査の方法

監査の対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する部課の指定管理に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査、現地調査、所管部課職員及び関係者からの説明聴取並びに講評時の弁明、意見聴取により実施した。

第7 指定管理の概要

1 指定管理者名称 特定非営利活動法人冒険遊び場の会

2 指定の意義

国分寺市プレイステーションの管理に関して、国分寺市が特定非営利活動法人冒険遊び場の会の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、本施設の利用者の利便を向上させ、青少年の健全育成の一層の増進を図るとともに子どもが健やかに成長していける場であることにある。

3 業務の範囲（国分寺市プレイステーションに関する業務について）

- (1) 施設の利用者の受付及び管理運営全般に係る庶務等に関すること。
- (2) プレイリーダーの育成に関すること。
- (3) 施設を運営する上での基本的な環境の整備及び利用者の安全の確保に関すること。
- (4) 施設での活動報告及び広報に関すること。
- (5) 他の地域活動団体等の活動支援及び対応に関すること。
- (6) 冒険遊び場における新たな子どもの仕事体験・居場所づくりの推進に関すること。
- (7) 親子ひろば事業に関すること。
- (8) 施設の設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
- (9) 施設の簡易修繕に関する業務に関すること。
- (10) 施設の管理運営に関し市長が必要と認めること。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 指定管理費

令和6年度 39,798,788円

令和7年度	40,867,893円
令和8年度	42,352,953円
令和9年度	42,916,109円
令和10年度	43,664,257円

6 決算額

指定管理業務の収支状況

<国分寺市プレイステーション>

年 度	収 入	支 出	収 支
令和6年度	31,317,229円	30,875,691円	441,538円

<国分寺市プレイステーション内 親子ひろば>

年 度	収 入	支 出	収 支
令和6年度	9,957,249円	9,956,881円	368円

自主事業の収支状況

年 度	収 入	支 出	収 支
令和6年度	74,370円	62,983円	11,387円

7 施設の概要

所在地 国分寺市東戸倉二丁目28番地4

面 積 敷地面積2,699.2㎡、延床面積444.1㎡

構 造 軽量鉄骨造2階建て

第8 監査の結果

監査の着眼点に留意し国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ、適正に執行されているものと認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下記述する。

1 所管課・指定管理者共通

① 業務の第三者への委託について

指定管理者が、業務の一部を第三者へ委託するに当たり事前に必要な書面による市の承諾を得ていなかった。協定の遵守と責任の明確化の観点から「国分寺市プレイステーション施設の管理に関する協定書」第13条及び第47条に基づき、書面による適正な承諾を行われたい。

② 経営状況に関する文書の提出について

指定管理者が、指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため市へ提出が必要な団体の決算書を提出していなかった。「国分寺市プレイステーション施設の管理に関する協定書」第24条に基づき、適切に対応されたい。